

放課後児童クラブの入所申込に係るよくあるお問い合わせ

	質問事項	回答
1	就労証明書は保育所等の申込みの際に提出したものの写し(コピー)を提出してもいいですか？	就労証明書は保育所等の申込みの写しでも代用できます。
2	市内間転居予定または市外から転入予定の場合でも申込できますか？	予定の場合でも申込はできます。申込する児童クラブにはその旨を必ずお伝えください。 ※ただし、転居及び転入予定がなくなった、または4月から大幅に遅れる場合には入所内定が取り消される場合もありますのでご了承ください。
3	自営業の場合には就労証明書の他にどのような書類を添付すればいいですか？	以下のいずれかの書類を就労証明書と併せて提出してください(写しで可)。 ①開業届出書、②営業許可書、 ③直近の確定申告書または住民税申告書、 ④農家台帳、⑤組合等による証明書
4	各児童クラブの開所時間や利用料金について教えてください。	各クラブに直接、お問い合わせください。
5	「介護、看護、疾病、障害」等の書類はどのようなものを提出すればよいですか？	「診断書」や「障害者手帳・療育手帳」等の写しを提出してください。 診断書については病院の任意の様式で構いません。
6	申込後、申込内容に変更があった場合にはどうしたらいいですか？ 例：転職(大幅な就業時間の変更含む)、引っ越し、離婚など	申込した児童クラブに連絡し、変更内容を申告し、各種書類等を連絡してください。 内容によっては、入所内定が取り消される場合もありますのでご了承ください。